第 6 章 友好団体連絡会議

- 第45条 県連に友好団体連絡会議を設ける。
- 第46条 友好団体連絡会議は、党と友好関係にある団体及び組織をもって構成する。
- 第47条 友好団体連絡会議は、県連と連携を密にし、相互理解を深め、その陳情、請願等は、政務調査会を通じて問題の解決を図り、友好団体及び組織の発展に寄与するものとする。

第 7 章 党籍及び賞罰

- 第48条 党則87条による入党者があった場合は、県連はその旨を速かに党本部に報告するとともに単位支部に通知しなければならない。
- 第49条 党則89条による離党者があった場合は、県連はその旨を速かに単位支部及 び党本部に報告しなればならない。
- 第50条 県連における賞罰については、自由民主党規律規約を準用する。

第 8 章 会計・予算及び党費

- 第51条 県連の経費は、党費及び寄附金、助成金等をもって支弁する。
- 第52条 県連の運営のため予算を定める。
 - 2 毎会計年度の予算は、県連大会に提出し承認を受けなければならない。
- 第53条 党員は、党費(一般党費 4,000円 家族党費 2,000円) を負担するものとする。
 - 2 県連役員、党所属の国会議員、地方公共団体の首長及び議会議員は特別党 費を負担しなければならない。
 - 3 特別党費の額は、総務会の議を経て別に定める。
- 第54条 県連の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。
- 第55条 決算は県連大会の承認を受けなければならない。

第 9 章 事 務 局

- 第56条 県連の業務を処理するため、幹事長の管掌のもとに事務局を設け必要な事務 職員を置く。
 - 2 事務局の機構は、別に県連事務局規程で定める。

第10章 規約の改正

第57条 県連規約の改正は、県連大会の議を経て行うものとする。